

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する次の方については、その所在が不分明なので、同法第一百八十九条の規定により、当該通知の内容を十津川村役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告します。

平成三十年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 所在の不分明な者の氏名
中垣州代

二 通知の要旨

- 1 平成二十九年五月奈良県告示第五十号に係る保安林の指定施業要件について、平成三十年農林水産省告示第四百十二号をもつて変更されたので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第三項の規定により通知する。
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定の目的及び変更後の指定施業要件については、平成二十九年五月奈良県告示第五十号による。